

**「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」に基づく
取組の実施状況及び今後の予定について**

ケアラーへの支援については、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例（以下「条例」という。）」に基づく施策等を推進する基盤として、本年4月1日に全庁横断的な連携体制を構築するとともに、本年6月16日に「京都市ケアラー支援推進協議会」を創設し、当事者団体や関係支援機関との連携体制の構築に取り組んできたところです。

これらの連携体制の下、条例第11条に定めるケアラー支援に関する施策を推進するための計画策定のほか、支援に関する施策等の具体化に向けて、本格的な取組を進めてまいりますので、現在の実施状況及び今後の予定について、別紙のとおり御報告します。

1 取組の全体像

ケアラーをとりまく状況

- 京都市における家族介護者の数は97,100人と推計。

⇒調査対象である京都市の15歳以上の人口の約7.5% ※令和4年就業構造基本調査

- 2020年時点の全国の家族介護者数は約678万人。

うち約262万人が仕事をしながら家族を介護（ビジネスケアラー、ワーキングケアラー）。

介護離職者は毎年約10万人。

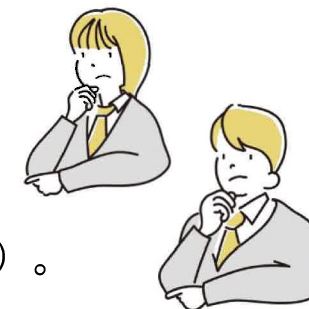
⇒2030年には仕事と介護の両立困難による経済損失が約9.1兆円となる見込み。※経済産業省より

- 中学生の19人に1人（5.4%）、高校生の29人に1人（3.5%）が家族の世話をしていると回答。

※ヤングケアラーの実態調査（令和3年度に京都市が実施）

⇒家事や家族の介護を日常的に子どもが担うことで、学業などに支障が出るケースがあるほか、

日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために、通訳を担うケースなども発生。



高齢、障害、疾病、使用する言語など、ケアの要因は様々。

子育てと介護の双方を担うダブルケアラーなど、ケアラーをとりまく状況も様々。

ケアを必要とする方のみならず、ケアラー支援の必要性について社会的認識が高まっている。



1 取組の全体像

▶ 「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」について

- 令和6年11月、全市会議員の共同提案・全会一致で可決・成立
- 市会プロジェクトチームが中心となり、当事者や関係者の意見を丁寧にお聴きし、いただいた意見や思いを反映し、市民の皆様とともに作り上げられた条例

「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。
ケアは社会の存立の基礎的な条件として尊重されるべきものであり、ケアを担うケアラーもまた尊重されなければならない。

【条例前文より抜粋】

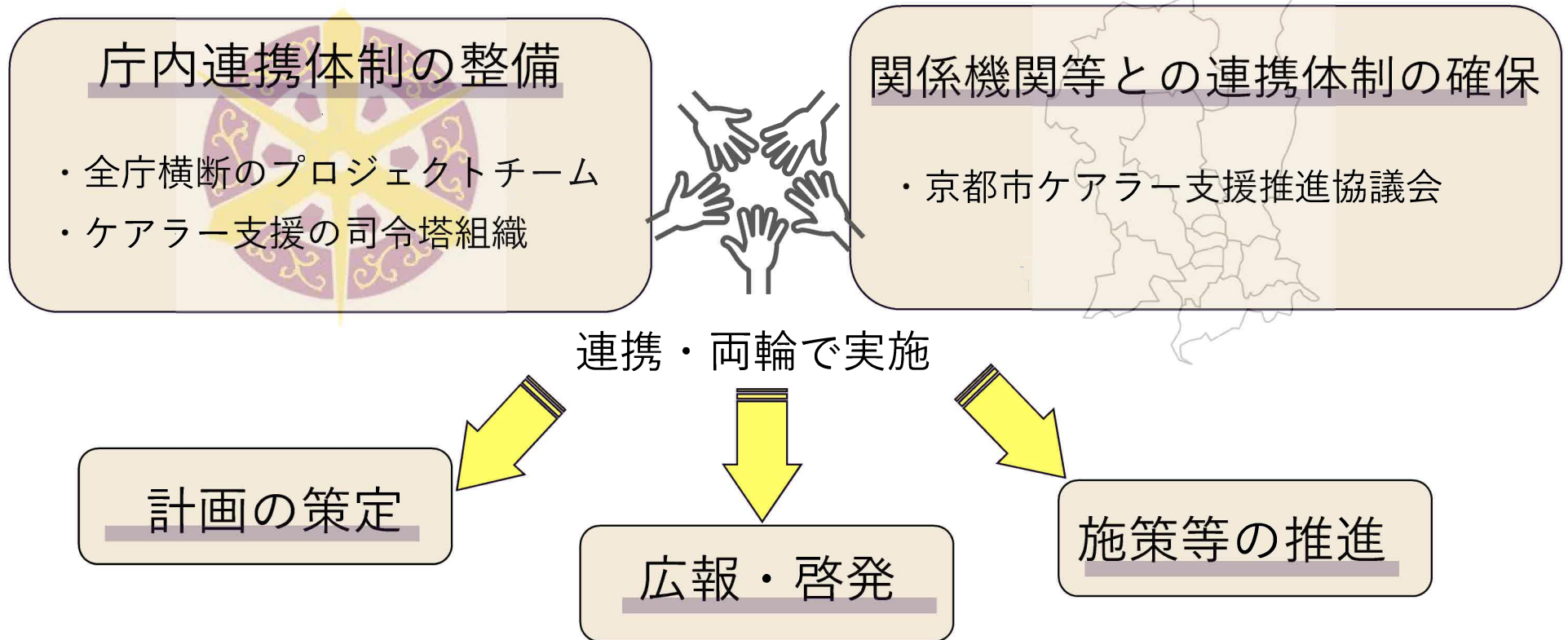


＜条例が目指す基本理念＞

「全てのケアラーが希望を持って、自分らしく生きることができる社会の実現」

1 取組の全体像

条例制定を契機とした取組（令和7年度）



ケアラー世帯を地域社会全体で支えるまちづくりを推進！

2 支援体制の整備

▶ 庁内連携体制の整備（令和7年4月1日～）

1 「ケアラー支援推進プロジェクトチーム」

・多岐にわたるケアラー支援のニーズに対応するため、関係局の部長級の職員が集まり、ケアラー支援の取組を全庁横断的に企画・検討

2 「福祉のまちづくり推進室」

・ケアラーをはじめ、ひきこもり、生活困窮など多様化・複合化する課題への重層的支援を統括する部署として設置。ケアラー支援の司令塔として、条例の理念に基づく市民ぐるみの取組を推進

▶ 関係機関等との連携体制の整備

「京都市ケアラー支援推進協議会」（令和7年6月16日～）

・当事者団体、ケアやケアラーに関わる様々な関係支援機関、教育機関、行政機関など様々な主体が、分野や組織の垣根を超えて連携・協働しながら、ケアラー支援を主体的に推進する組織として、新たに発足（令和7年8月1日時点で、61団体が参画）

（会長：京都ケアラーネット（立命館大学 名誉教授 津止 正敏 氏））



2 支援体制の整備

京都市ケアラー支援推進協議会

＜設置の背景＞

- ・ これまでから、主にケアが必要な方への支援に焦点を当て、高齢者、障害者、子ども・若者などの分野ごとに関係機関等での連携を実施。
- ・ 今後は、**ケアラーのニーズも的確に把握し、ケアが必要な方とケアラー双方への支援を分野横断的に推進していく体制が必要。**
- ・ 条例は、多くの当事者や関係者の意見を聴取し、市民の皆様とともに作り上げられたものであり、ケアラー支援の推進についても、引き続き、**当事者や関係者の皆様とともに、市民ぐるみの取組・活動としていく。**



すべての人に「居場所」と「出番」があり、
社会総がかりで課題解決に協働して取り組む「新しい公共」の理念と通底

2 支援体制の整備

「京都市ケアラー支援推進協議会」の取組

- ・ 条例第12条に定める「協議の場」として、周知啓発や、計画策定に係る意見交換のほか、既存の取組の充実強化や新たな取組を検討。
- ・ 構成団体等が分野の垣根を超えて連携・協働しながら、思い思いに語り合う場を創出し、新たな支援施策や、ケアラーを社会全体で支えるまちづくりに向けてのアイデアや活動を生みだしていく。



例えば…

協議会の参画団体同士や地域住民等も交えた座談会、トークカフェ等を随時開催し、様々なテーマについて有志で意見交換等を行うなど構成団体等相互にアイデアを出し合い、協議会としての取組を検討・実施していく。

2 支援体制の整備

「京都市ケアラー支援推進協議会」が目指す姿

- ・各構成団体の活動を通じて、支援を必要とするケアラーを早期把握。
- ・相談支援機関相互の連携を強化し、必要な支援施策へつないでいく。
- ・当事者団体間の連携も強化して、ケアラー同士の交流の場や居場所づくりを推進し、行政もこれらの当事者団体主体の取組を後押し。
- ・これら一連の取組により、「気づき」・「つなぎ」・「支える」仕組みを強化し、重層的な支援体制を一層推進・展開。
- ・あわせて、構成団体一体となった広報・周知活動の展開により、ケアラーを地域社会全体で支えるまちづくりを市民ぐるみで推進



<条例が目指す基本理念>

全てのケアラーが希望を持って自分らしく生きることができる社会の実現へ！

3 条例に基づく取組

▶ ケアラー支援のための計画の策定

- ・ 条例第11条に定めるケアラー支援に関する施策を推進するための計画として、行政や関係機関等による支援策を体系的に記載
- ・ 計画に定める事項（条例第11条第2項）
 - ケアラーの支援に関する基本方針
 - ケアラーの支援に関する具体的施策
 - ケアラー支援に関する施策を実施するために必要な事項



3つの柱を視点に策定

①普及啓発・情報発信

②早期把握・相談支援体制

③負担軽減策

- ・ ケアラー等に関する実態調査（6月～）、協議会での意見聴取（11月頃）
- ・ パブリックコメント（12月～1月頃）を踏まえ、令和8年3月に計画策定
- ・ 策定後も、協議会においてPDCAサイクルの下で進捗を管理

3 条例に基づく取組

ケアラー支援のための計画の策定

・計画の策定に先立ち、ケアが必要な方やケアラーに関する様々な調査を実施し、実態を把握。

<令和7年度に実施予定の調査>（開始予定時期）

- 京都市ケアラー支援推進協議会における意見聴取等（随時）
- 市民向け・関係機関向けオンラインアンケート（8月頃）
（広く市民や関係機関を対象に、ケアラーに係る認知度や現在担っているケアの有無等を把握するための調査）
- 個別支援が必要なヤングケアラー把握のための実態調査（10月～）
- すこやかアンケート（9月頃）
（在宅で介護を受けている高齢者及びその家族介護者を対象とした実態調査）
- 障害のある方や家族等の当事者団体との懇談会による実態把握（随時）
- 外国籍市民等意識・実態調査（7月）
（外国籍市民の日常生活上のニーズや課題等を把握するアンケート調査）
- 中小企業経営動向実態調査（6月）
（市内の中小企業におけるケアラーの状況や支援に係る取組等を調査）

3 条例に基づく取組

広報・啓発

- ・ 条例第10条に基づき、
ケアラーの置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まるよう、
広報及び啓発を実施

- シンボルマーク・キャッチコピーの公募
(募集期間：5月28日～7月6日)
 - ・ シンボルマーク： 80件
 - ・ キャッチコピー： 919件
- ポスター、リーフレット等を作成し、
様々なイベントで広く啓発活動を実施
- 条例制定を記念したイベントの開催
- ケアラー向けに相談窓口や支援情報をまとめた
ホームページ（京都市情報館）を掲載
- 中小企業等の従業員の介護離職防止に向けた
周知啓発 など

ケアラー支援の推進のための

シンボルマーク
キャッチコピー

大募集!

募集期間 令和7年5月28日(水)～7月6日(日)

表彰
シンボルマーク 最優秀作品 賞金3万円
キャッチコピー 最優秀作品 賞金2万円

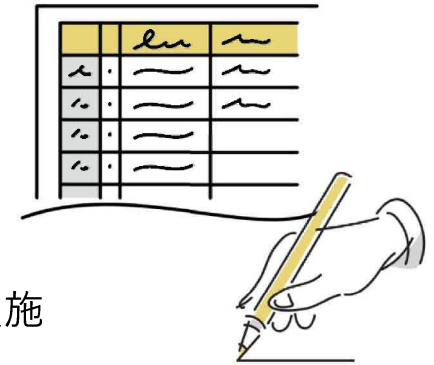
問合せ先
京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室
企画・ケアラー支援推進担当
TEL: 075-222-3527
メール: chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp

ケアラーって...?
高齢、身体又は精神上的の障害、疾病、使用する言語などにより援助を必要とする家族や友人、身近な人を無償でケアする人のことです。

3 条例に基づく取組

▶ 今後の取組スケジュール（予定）

- 8 月頃
 - ・ シンボルマーク・キャッチコピーの審査
 - ・ 実態把握のための調査等を実施（順次）
 - ・ 課題や必要な支援、計画等について協議会への意見聴取を実施
- 9 月頃
 - ・ シンボルマーク・キャッチコピーを活用したポスター、リーフレットの作成
周知啓発を実施（以降随時）
- 1 1 月頃
 - ・ 条例制定を記念したイベントの開催
 - ・ 計画等について協議会への意見聴取を実施
- 1 2 ～ 1 月頃
 - ・ 計画についてのパブリック・コメントを実施
- 3 月
 - ・ 計画策定



3 条例に基づく取組

(参考)

ケアやケアラー支援に関連する令和7年度新規充実事業（一部）

・ ケアラー支援に係る普及啓発・機運醸成の取組	6,000千円
・ 重度障害者等利用事業所支援事業	9,000千円
・ 生活介護事業所及び共同生活援助事業所用施設改造費補助	32,000千円
・ 在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業	10,000千円
・ ICTを活用した認知症高齢者等見守り支援事業	7,100千円
・ ヤングケアラーへの支援の拡充	8,000千円
・ 多様な担い手活躍プラットフォーム	25,000千円

